

爺失教之罪也。と。今おもふに、右享保の頃なる一妓とは、何れの産なりけん。春日亭の花見の宴席は、春日山帝慶山の花を賞せしならば、金澤にての事と聞ゆ。續漸得雜記に載せたる越前三國の遊女歌川が書に、

佛は法をとき、祖師は法を教へ、今の僧は法を賣る。

我は身をうりて多くの人を慰む。 歌 川

池水によな〜月はやどれども

すがたもぬれず影も濁らず

右歌川は寛政年中の娼妓なりといへり。此の時世にしてかゝる文學に達し、遊君の本義を悟り詠歌によめる、實に上代の遊女に耻ぢずといふべし。

○柿木小路

野町二丁目の小路より割場町の間をいへり。今は南石坂へ屬せり。舊傳に云ふ。普利常卿所々に柿木島を置かるゝ頃、此の地にも柿木の植付を命ぜられ、そのかみ柿木畑なりし故、小路の名に呼べりと。按ずるに、改作所舊記に載せたる元祿十三年十月石川郡泉村領柿木等の畑地取調書に、泉村領之内に先年柿木御畑一ヶ所有之、四十ヶ年前足輕中

之屋敷に相渡。又同村領之内に先年柿木御畑一ヶ所有之處、同村領之内御用地に相渡る替地に御渡相成。又同村領之内柿木御島一ヶ所有之、元祿五年に新開被仰付。又泉野出村領之内柿木御島一ヶ所有之、此柿木御馬屋町柿木畑へ御取、其跡寛文八年新開被仰付。など見たり。昔の此の泉野の地邊には敷ヶ所柿木御畑とて、柿木を植を置かれし事知られたり。されば今此の石坂なる割場町の邊をば柿木小路と呼べるも、右調書に載せたる柿木畑の一ヶ所にて、若しくは元祿十三年より四十ヶ年前足輕中の屋敷に相渡とある畑地ならんか。元祿十三年より四十ヶ年前は寛文元年也。

○小柳町

野町三丁目の小路を呼べり。此の町名の來由いまだ詳かならず。若しくはむかし此の邊荒地なりし比、柳木ありし故に、町名に呼びたるならんか。

○御花島

龜尾記に云ふ。當國に御花島といふヶ所多し。石川郡にては高尾村、御供田村、畝田村、金澤市中にては野町三丁目

あり。皆本源寺昔當城地に在りし頃、佛花を造りし畑なりといへり。今按ずるに、尾山本源寺の御花島は、城内本丸の下に其の遺名あるのみ。自餘の地に本源寺の花畑ありし事ものに見えず。此の地邊なる花島は後の事なるべし。寛文元年の日帳に、十月十九日きこくのみさいかちの實、

泉野邊に島をいたし植ゑさせ候様に御算用場へ申渡す。といふ事見れ、改作所舊記に載せたる元祿十三年十月泉村畑地取調書に、泉野出村領之内椿花壇と申て御島有之、寛文七年に御高拾石五斗三升五合新開被仰付。といふ事見たり。此なる御花島と稱する地も、さる畑地の内ならんか。

利常卿の頃までは、花壇をば御花島と呼びたりけん。山本基庸の微妙公夜話録に、近藤加左衛門といふ者、御露地の御用を勤めける處、或時御花島へ御出、菊の養ひをする体を御覽被成。と見え、武家耳底記に、利常卿の時、江戸にて御花島へ出でさせ給うて、梅花の快く咲きたるを御覽被成。などありて、皆花壇をば御花島といへり。

○金戸町

此の町は野町四丁目の下を呼べり。金戸町の町名は、如何

なる由縁にて、呼びそめたるにや。其の來由いまだ詳かならず。

○石坂與力町

野町與力町とも呼べり。舊藩中は與力の土に、此の地と小立野與力町との兩地にて邸地を賜はり、與力士のみ居住せし故に、兩地共に與力町と呼べり。抑、與力士の邸地は、萬治二年十一月の居屋敷定書に、與力侍并足輕御弓之者へ被下屋敷、寄親・組頭へ打渡云々。千百五拾歩與力千石之當り。とありて、寄親の與力知高に應じ、大繩にて地所を請取り、寄親より其の與力士共へ知行高に應じ配當する定めなりしと聞ゆ。然るに寛文二年十二月の定書に、三千石以下與力有之人々は、自分知之高を以居屋敷可被渡、其與力屋敷は別所にて可被下。と見ゆ。然るに同五年三月屋敷奉行への達書には左の文あり。

惣與力屋敷之儀、向後人々被下候條、御昵近屋敷御定歩數拾歩劣に、與力屋敷可被相渡候、恐惶謹言。

巳三月十八日

與村 因 幡
今 枝 民 部